

第1回日南線（油津・志布志間）の将来を考える会議

次 第

日時：令和7年10月31日（金）午後2時～

場所：宮崎県庁5号館 521号室

1 開 会

2 挨 拶

3 報告・確認事項

- （1）日南線（油津・志布志間）の将来を考える会議の規約、事務局規程、財務規程等について

資料1

4 議 事

- （1）日南線（油津・志布志間）の現状について
（2）沿線地域における取組状況等について

資料2

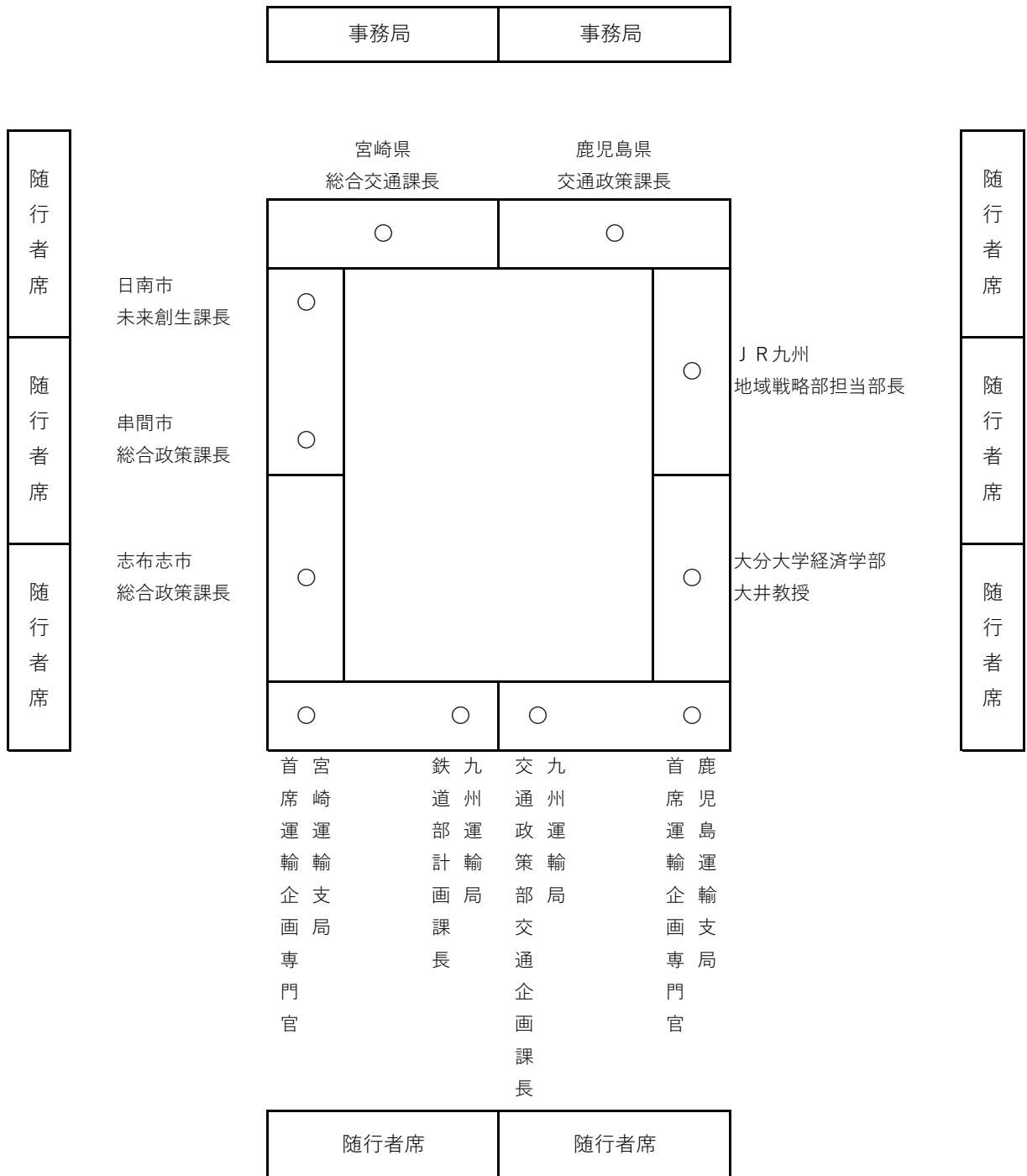
資料3

5 意見交換

6 そ の 他

7 閉 会

第1回 日南線（油津・志布志間）の将来を考える会議 配席図



出入口

第1回 日南線（油津・志布志間）の将来を考える会議

出席者名簿

委員

	所属名	職名	氏名	備考
1	宮崎県総合政策部総合交通課	課長	松 田 隆	県
2	鹿児島県総合政策部交通政策課	参事兼課長	鈴木 圭 祐	県
3	日南市総合政策部未来創生課	課長	古澤 慎一郎	沿線市
4	串間市総合政策課	課長	内山田 修二	沿線市
5	志布志市総合政策課	課長	川上 桂一郎	沿線市
6	九州旅客鉄道株式会社 総合企画本部地域戦略部	担当部長	中 島 剛 志	鉄道事業者
7	大分大学経済学部	教授	大 井 尚 司	有識者

オブザーバー

1	国土交通省九州運輸局 交通政策部交通企画課	課長	小堀 まろり	国
2	国土交通省九州運輸局 鉄道部計画課	課長	井 料 達 己	国
3	国土交通省九州運輸局 宮崎運輸支局	首席運輸企画専門官	寺 次 英 修	国
4	国土交通省九州運輸局 鹿児島運輸支局	首席運輸企画専門官	谷 口 誠 一	国

日南線（油津・志布志間）の将来を考える会議

規約・事務局規程・財務規程

日南線（油津・志布志間）の将来を考える会議規約

（目的）

第1条 日南線（油津・志布志間）の将来を考える会議（以下「検討会議」という。）は、交通政策基本法（平成25年法律第92号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の趣旨を踏まえ、沿線地域における現状や課題を共有し、日南線（油津・志布志間）の将来のあり方について検討を行うことを目的として設置する。

（対象区間）

第2条 検討会議は、日南線の油津駅から志布志駅までの区間（以下「対象区間」という。）を対象として議論する。

（事務局）

第3条 検討会議の業務を処理するため、検討会議に事務局を置く。

2 事務局は、宮崎県総合政策部総合交通課及び鹿児島県総合政策部交通政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（事業）

第4条 検討会議は第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

（1）対象区間の将来のあり方の検討に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、検討会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（委員）

第5条 検討会議の委員は、別表に掲げる者又はその指名する者とする。

（会長及び副会長）

第6条 検討会議には会長1名、副会長1名を置く。

2 会長は、宮崎県総合政策部総合交通課長をもって充てる。

3 会長は、検討会議を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、鹿児島県総合政策部交通政策課長をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（検討会議）

第7条 検討会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、自らが出席できない場合は、あらかじめ届け出た代理の者を出席させることができる。この場合において、代理者をもって当該委員の出席とみなす。

4 検討会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見を求めることができる。

6 前各号に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（書面による決議）

第8条 検討会議は、会長が認め、次に掲げる理由に該当する場合、書面による決議を行うことができる。

- （1） 至急の決議が必要で、検討会議を開催するいとまがない場合。
- （2） 会長が書面による審議をもって足りると認める場合。
- （3） 事前に検討会議において書面による決議の了承を得ている場合。
- （4） その他、特別な事情があると認められる場合。

2 会長は、前項各号による決議を行った場合は、次回の検討会議において、その内容を報告しなければならない。

（協議結果の尊重義務）

第9条 検討会議で協議が整った事項については、検討会議の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

（議事及び協議資料）

第10条 検討会議の議事については、速やかに議事の概要を作成し、宮崎県及び鹿児島県のホームページ（以下「ホームページ」という。）で公開するものとする。

2 会議資料は、ホームページで公開する。

3 前各項の規定に関わらず、議事及び会議資料について、非公開とすることが適当であると認める場合は、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（経費の負担）

第11条 検討会議の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 負担金は、宮崎県、鹿児島県、日南市、串間市、志布志市及び九州旅客鉄道株式会社において、応分の負担をすることとする。

（監査）

第12条 検討会議に監査委員を1名置く。

2 監査委員は、日南市総合政策部未来創生課長をもって充てる。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第13条 検討会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（その他）

第14条 この規約に定めるもののほか、検討会議の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和7年10月28日から施行する。

別表（第5条関係）

（委員）

所属	役職名等	備考
宮崎県総合政策部総合交通課	課長	県：会長
鹿児島県総合政策部交通政策課	課長	県：副会長
日南市総合政策部未来創生課	課長	沿線市：監査委員
串間市総合政策課	課長	沿線市
志布志市総合政策課	課長	沿線市
九州旅客鉄道株式会社 総合企画本部地域戦略部	担当部長	鉄道事業者
大分大学経済学部	教授 大井 尚司	学識経験者

参考（オブザーバー）

所属	役職名等	備考
国土交通省九州運輸局 交通政策部交通企画課	課長	国
国土交通省九州運輸局 鉄道部計画課	課長	国
国土交通省九州運輸局 宮崎運輸支局	首席運輸企画専門官 （企画調整担当）	国
国土交通省九州運輸局 鹿児島運輸支局	首席運輸企画専門官 （企画調整担当）	国

日南線（油津・志布志間）の将来を考える会議事務局規程

（趣旨）

第1条 この規程は、日南線（油津・志布志間）の将来を考える会議規約第3条第4項の規定に基づき、日南線（油津・志布志間）の将来を考える会議（以下「検討会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 検討会議の会議に関すること。
- （2） 検討会議の資料作成に関すること。
- （3） 検討会議の庶務に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項

（職員等）

第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、宮崎県総合政策部総合交通課長をもって充てる。

3 事務局員は、宮崎県総合政策部総合交通課及び鹿児島県総合政策部交通政策課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- （1） 事務局の運営に関すること。
- （2） 物品の購入その他検討会の運営に関すること。
- （3） 物品及び現金の出納に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、簡易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、宮崎県において定められている文書の取扱いに準ずる。

（公印の取扱い）

第6条 検討会議の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 検討会議の公印の保管、取扱い等については、宮崎県において定められている公印の取扱いに準ずる。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める

附 則

この規約は、令和7年10月28日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
日南線（油津・志布志間）の将来を考える会議 会長印	日南線 （油津・志布志間） の将来を考える 会議会長印	楷書体	方21mm	会長名をもって発 する文書	1	事務局長

日南線（油津・志布志間）の将来を考える会議財務規程

（趣旨）

第1条 この規程は、日南線（油津・志布志間）の将来を考える会議規約（以下「規約」という。）第13条の規定に基づき、日南線（油津・志布志間）の将来を考える会議（以下「検討会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 検討会議の予算は、宮崎県、鹿児島県、日南市、串間市、志布志市及び九州旅客鉄道株式会社からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、検討会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 検討会議の会長（以下「会長」という。）は、会計年度ごとに予算を調製し、検討会議に諮るものとする。

3 負担金の額については、検討会議で協議の上、合意を得て決定する。

4 検討会議の会計年度は、規約の施行日に始まり、当該日から起算して、次の3月31日に終わり、以降、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに検討会議に諮るものとする。

（予算区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別の理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、宮崎県の取扱いに準ずる。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次回の検討会議までに検討会議に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第6条 検討会議の出納は、会長が行う。

2 検討会議に属する現金は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（検討会出納員）

第7条 会長は、検討会議の事務局職員のうちから検討会議出納員を命ずることができる。

2 検討会議出納員は、会長の命を受けて、検討会議の出納その他会計事務をつかさどる。

（収入及び支出の手続）

第8条 検討会議の予算にかかる収入及び支出の手続は、宮崎県の取扱いに準ずる。

2 検討会議の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算整理簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、検討会議の決算を調製し、検討会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第12条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要に事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年10月28日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2 (第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 諸支出金	1 諸支出金	1 諸支出金
4 予備費	1 予備費	1 予備費

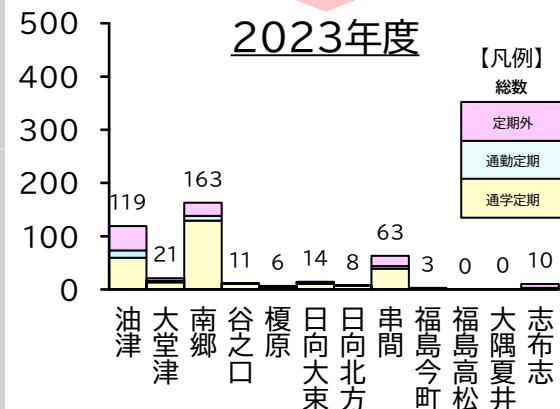
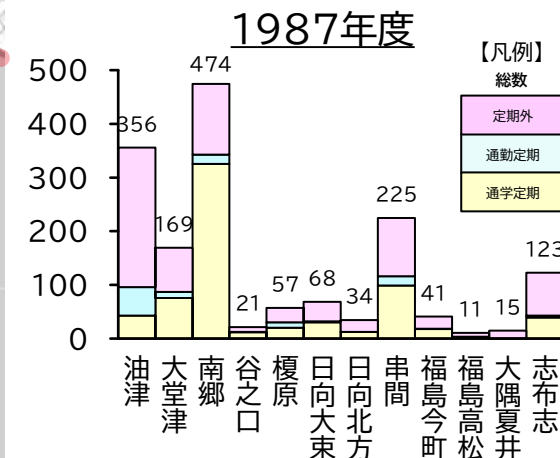
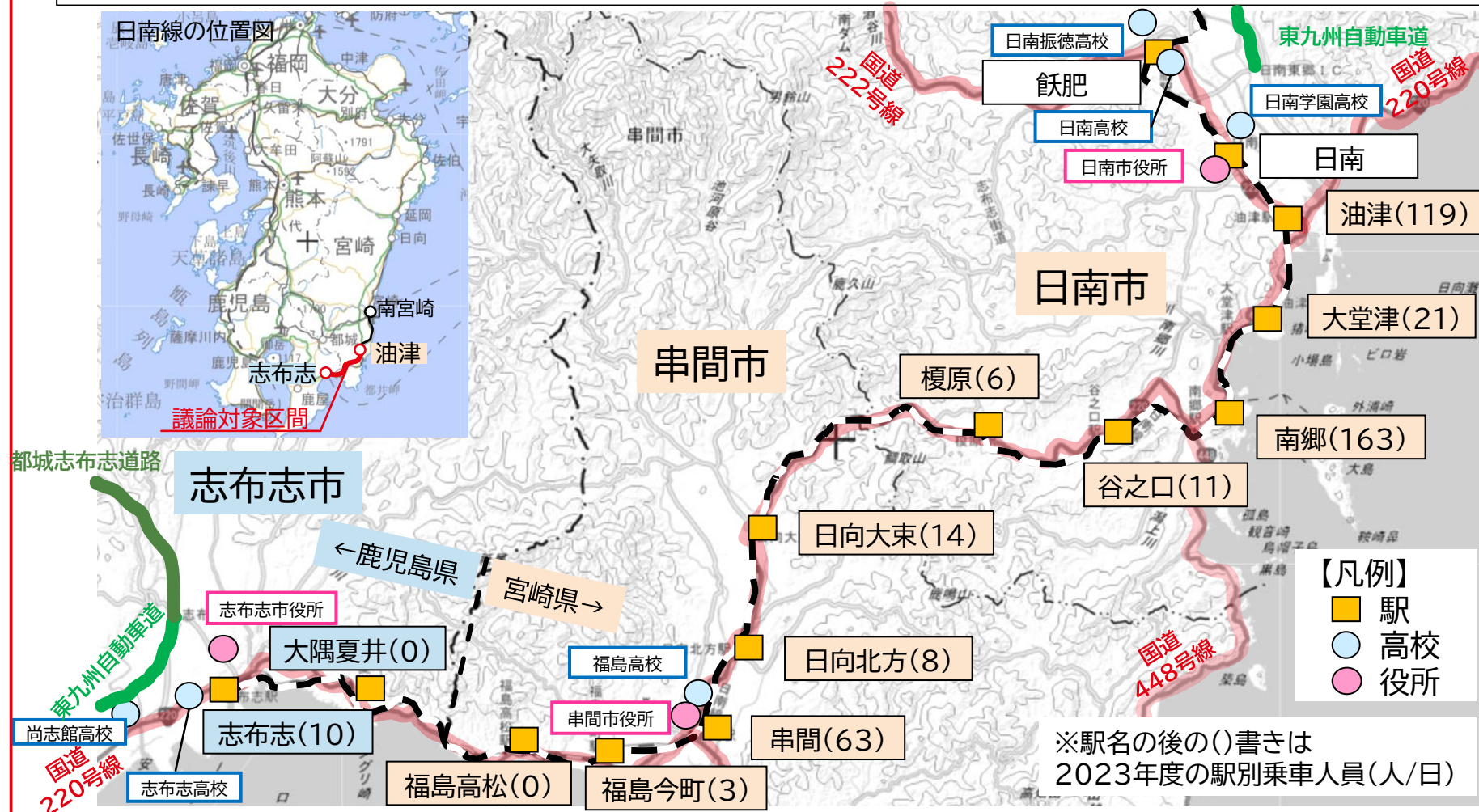
日南線(油津・志布志間)の現状について

2025年10月31日

九州旅客鉄道株式会社

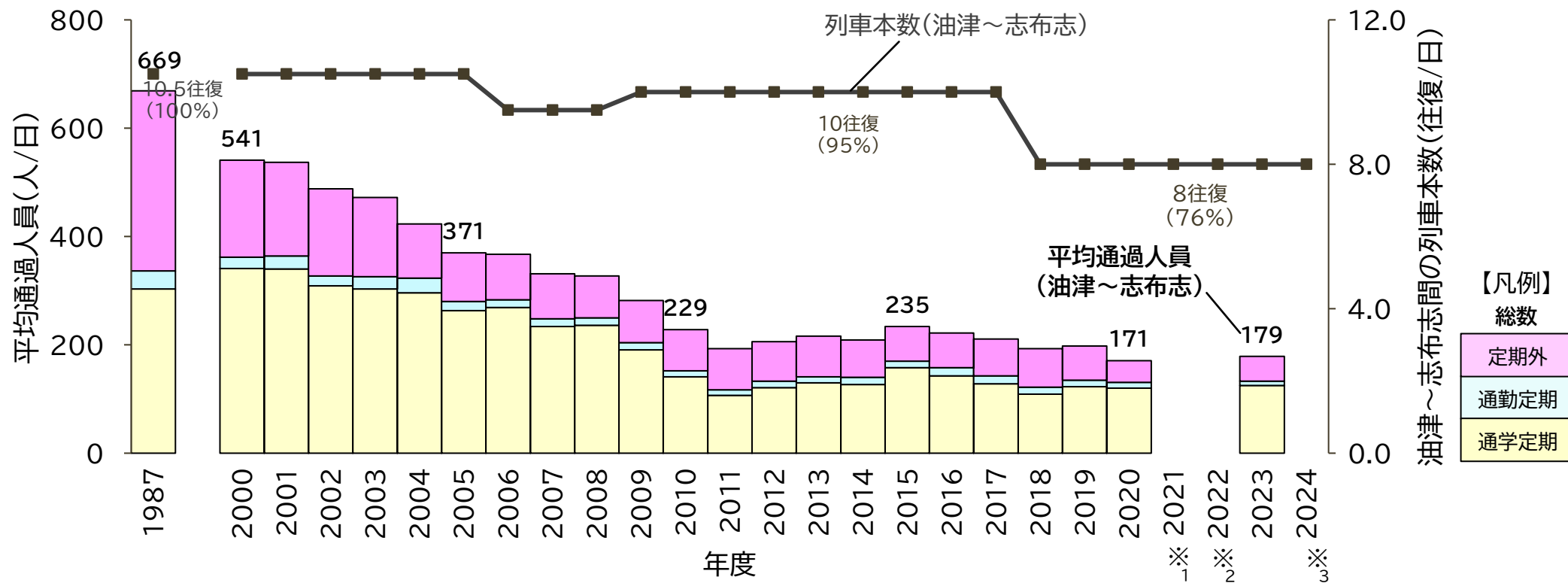


-



平均通過人員、列車本数の推移

- 平均通過人員(縦棒)は179人/日(2023年度)であり、1987年度比で7割以上減少している
- 列車本数(折れ線)は近年まで維持するよう努めてきたが、ご利用者数の減少が止まらず、現在は1987年度比で8割弱となっている
- 直近は通学定期が7割程度を占めており通学のご利用が主となる一方、通勤のご利用は非常に少ない



※1:災害により、青島～志布志において86日間の不通期間があるため非公表

※2:災害により、福島今町～志布志において179日間、南郷～福島今町において126日間の不通期間があるため非公表

※3:災害により、南郷～志布志において41日間の不通期間があるため非公表

- [illegible]

宮崎～志布志間の所要時分

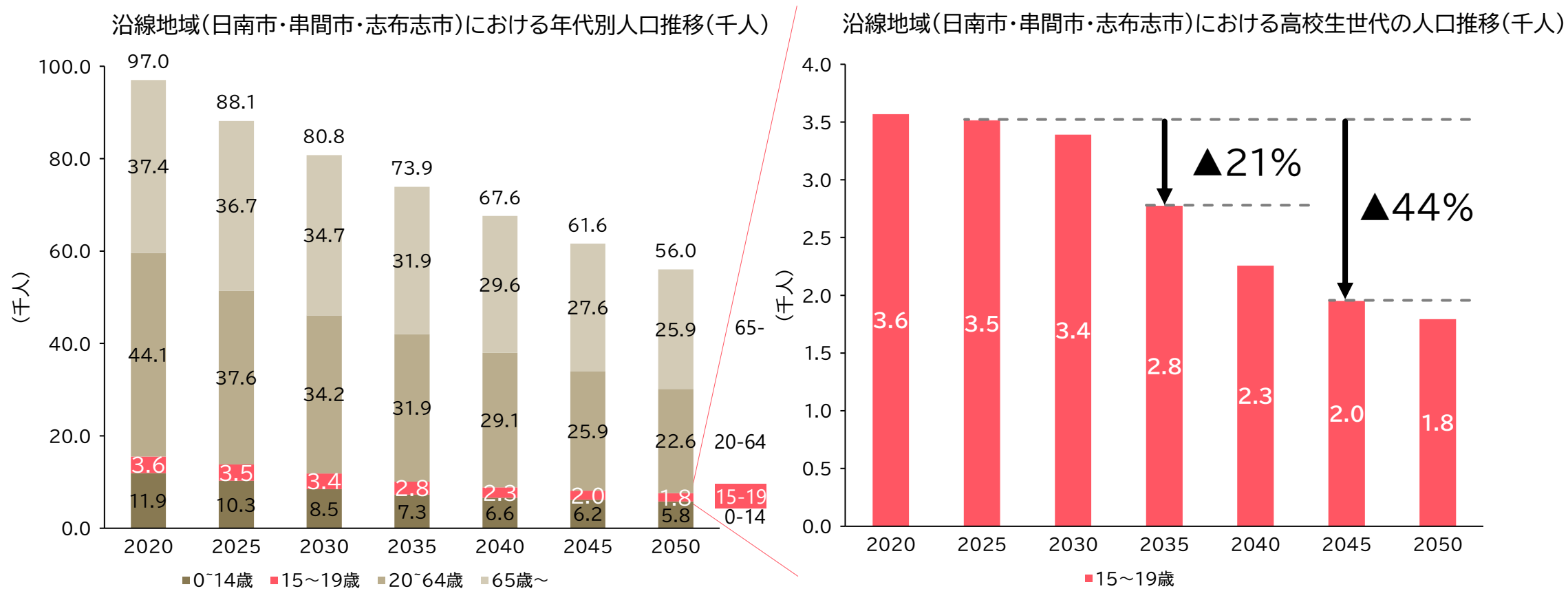
鉄道:149分※1

道路:約80分※2

※1 2025年10月時点のダイヤにおける最速列車
※2 2025年10月時点におけるGoogle Mapのルート
検索機能により算出

沿線地域の人口推移

- 沿線地域(日南市・串間市・志布志市)では人口減少が進行し、主な鉄道利用者層である高校生世代の人口減少幅は、2030年代に入ると大きくなる
- 鉄道の利用者数が高校生世代の人口減少に比例すると仮定すると、2025年度と比較して、2035年には約2割減、2045年には約4割減になると想定される



沿線自治体の皆さまとの日南線活用に関する検討会の取り組み

- これまで沿線自治体をはじめ地域の皆さまのご協力をいただきながら、様々な利用促進策を実施してきた（2019年度から開始し、2025年10月末現在計19回開催）
- 一方で日常的なご利用増にはなかなか繋がらず、平均通過人員の大幅な増加には至っていない

つながるマルシェ

志布志駅(ぽっぽマルシェ)



串間駅(よかむんマルシェ)



日南線を活用した職業観を育む事業の推進・支援

南郷駅



志布志駅開業100周年記念事業



日南線フォトコンテスト



JR日南線利用促進イベント公募



全線開通60周年記念事業の実施



日南線（油津・志布志間）の 沿線地域における取組状況等について

令和7年10月31日

1. 日南線の各種計画への位置づけ

計画名	日南市地域公共交通網形成計画
計画期間	令和４年まで：短期計画、令和４年以降：中期計画（以降5年見直し）
構成員	日南市、教育委員会、社会福祉協議会、タクシー協会 土木事務所、交通労働組合、ＪＲ九州、警察署、 宮崎大学准教授、高齢者クラブ連合会、各地区自治会長等
日南線の位置づけ	市内及び市内外交通へに対処する都市軸としての機能を果たしている。鉄道が市民の日常生活の移動手段として機能している。鉄道や路線バスを公共交通軸とする地域公共交通ネットワークの形成を行う。

2. これまでの利用促進策の取組状況

(1) 乗り方教室の開催

【事業概要】

高齢者や小中学生を対象に公共交通の乗り方や時刻表をまとめたミニパンフを作成し配布を行った。作成したパンフを使用し、小学生を対象に乗り方教室を実施。鉄道の乗り方や協議会の利用補助について説明し、利用促進を図った。

【実施状況】

令和５年度	大堂津小学校児童クラブ	20名
令和６年度	馬越児童クラブ	22名
令和７年度	大堂津小学校児童クラブ	21名



(2) 姉妹駅 1 周年記念セレモニー

【事業概要】

日南駅と台湾の日南（リーナン）駅との姉妹駅協定締結 1 周年を記念し、記念セレモニー、台湾ワークショップ、写真展示を実施し、ＪＲ日南線のＰＲを行った。

【実施状況】

令和 6 年 11 月 4 日（月） 参加者 80 名



(3) 官民連携鉄道利用支援事業

【事業概要】

プロ野球キャンプ期間中に、ＪＲ日南線を利用し、油津駅または南郷駅で降車される乗客に対し、プロ野球キャンプ地で利用できる割引券を配布することで、ＪＲ日南線の利用促進を図った。

【実施状況】

令和 5 年度 500 枚配布

令和 6 年度 500 枚配布

(4) 職員出張時の原則公共交通機関（ＪＲ等）の利用促進

【概要】

市職員が県庁等（宮崎駅から半径 2 k m 範囲内）へ出張する際は、原則公共交通（ＪＲ等）の利用とすることで、利用促進を図った。※平成 28 年度から

【実施状況】

令和 5 年度 利用回数：951 回

令和 6 年度 利用回数：853 回

1. 日南線の各種計画への位置づけ

計画名	串間市地域公共交通計画
計画期間	令和6年から令和11年まで
構成員	串間市、公共交通事業者、バス協会、タクシー協会、自治会連合会、九州運輸局、九州地方整備局、交通労働組合、土木事務所、警察署、JR九州、社会福祉協議会、商工会議所、大分大学教授
日南線の位置づけ	第6章 計画の基本的な方針と串間市公共交通の将来像 6-1. 串間市で目指す地域公共交通の将来像 ・位置づけ：広域幹線交通 鉄道 ・役割：県内広域や県内外を連絡し、通学や通勤、買い物等の日常生活行動だけでなく、観光、ビジネス等、多様な目的での移動を担う。

2. これまでの利用促進策の取組状況

(1) つながるマルシェ

【事業概要】

串間駅、志布志駅周辺で開催される、よかむんマルシェ（串間市）とぽっぽマルシェ（志布志市）を同日開催し、JR日南線を利用し会場を訪れた方にクーポン券やノベルティグッズなどの特典を配布し、利用促進を図った。

【実施状況】

令和5年度 JR利用者 約60名（来場者数 志布志会場 約1,500名、串間会場 約600名）
令和6年度 JR利用者 約50名（来場者数 志布志会場 約1,000名、串間会場 約700名）



(2) 官民連携鉄道利用支援事業（串間市民秋まつり）

【事業概要】

串間市民秋まつりにおいて、ノベルティグッズの配布などを行い、ＪＲ日南線への興味・関心を高めるとともに利用促進を図った。

【実施状況】

令和５年度　ＪＲ九州ウォーキングイベントと同時開催し、参加者へ商品券を配布。

令和６年度　ブース訪問者へノベルティグッズを配布。

(3) 周辺環境整備事業（串間駅）

【事業概要】

串間駅ホーム等の景観を保持し、沿線の魅力向上を図るとともにマイレール意識の醸成を図った。



(4) 串間市ＪＲ日南線利用促進事業（イベント公募事業）

【事業概要】

ＪＲ日南線を活用しイベントを実施する団体に対し、企画・実施に要する経費の補助を行い、ＪＲ日南線への興味・関心を持つ機会を創出し、日常利用の推進を図った。

【実施状況】

令和４年度　企画団体：福島高等学校、参加者 18名（小学生15名、中学生 3 名）

令和５年度　企画団体：福島高等学校、参加者 19名（小学生12名、中学生 2 名、その他 5 名）

企画団体：有限会社 大清、参加者 43名

令和６年度　企画団体：福島高等学校、参加者 16名（小学生15名、中学生 1 名）

企画団体：子育て応援列車実行委員会、参加者 43名（小学生15名、中学生 1 名）

(5) 日南線全線開業60周年記念事業

【事業概要】

令和5年度に全線開業60周年を迎えた日南線の記念事業を実施し、日南線の利用促進を図った。

【実施状況】

- | | |
|-------|---|
| 令和4年度 | ・ 60周年記念ロゴを作成 |
| 令和5年度 | ・ 60周年記念映像を作成し、インターネット（YouTube）やデジタルサイネージで配信。 |
| | ・ 60周年記念ロゴを入れたノベルティグッズを作成し、各種イベントにおいて配布。 |
| | ・ 60周年記念のエンブレム付き記念列車の出発式を実施。
（参加者 100名） |



(6) 団体利用運賃助成事業

【事業概要】

日南線沿線市に所在する団体が日南線を団体利用する場合の運賃を助成し、日南線の利用機会の創出を図る。

【実施状況】

- | | |
|-------|----------------|
| 令和4年度 | 42団体、1,164名利用 |
| 令和5年度 | 82団体、2,596名利用 |
| 令和6年度 | 102団体、2,854名利用 |

1. 日南線の各種計画への位置づけ

計画名	志布志市地域公共交通計画
計画期間	令和5年度から令和8年度まで
構成員	志布志市、志布志警察署、志布志市コミュニティ協議会、公共交通事業者、九州運輸局、鹿児島県 など20人
日南線の位置づけ	【基本方針1】広域移動を支えるネットワークの維持・更新 (取組②) JR日南線及びバス路線のモニタリング ・隣接市町にアクセスするJR日南線、バス路線の利用状況を交通事業者の協力を得ながら定期的に把握し、継続的な運航に向けたダウンサイジング検討の必要性を見極められるようにします。 【基本方針3】市民が公共交通を利用したくなる環境づくり (取組③) 公共交通の乗り方教室の実施 ・高齢者ふれあいサロン、老人クラブ活動、夏休み親子体験教室、鉄道の日などを通じて実施します。また、地域のボランティア等を活用しながら、高齢者や親子でのバス及びJR利用の体験教室を実施します。 (取組④) 鉄道・フェリーの利用促進イベントの継続実施 ・JR日南線の利用促進を図るため、沿線市町村と連携して利用促進策を実施します。

2. これまでの利用促進策の取組状況

(1) さんふらわあ×海幸山幸ツアー

【事業概要】

商船三井さんふらわあとコラボし、関西からのさんふらわあ乗客を貸切列車「海幸山幸」に乗せ、サンメッセ日南、鵜戸神宮等を巡るツアーを実施した。

【実施状況】

令和6年度 参加者45名（区間：志布志駅～油津駅）



(2) フェニックスリーグツアー

【事業概要】

志布志市内在住の親子を対象にJR日南線に乗って日南市の天福球場で行われるプロ野球（みやざきフェニックスリーグ）観戦ツアーを実施するとともに記念グッズを配布し、日南線の利用促進を図った。

【実施状況】

令和6年度 参加者約80名

令和7年度 参加者約80名



(3) 志布志駅開業100周年記念事業

【事業概要】

志布志駅の開業100周年を記念し、志布志駅に隣接する多目的イベント広場や志布志市鉄道記念公園において、記念式典、プラレール体験、鉄道模型の展示などのイベントを実施し、市民の機運醸成を図った。

【実施状況】

令和7年3月30日 参加者 約1,500名



(4) 駅カードの配布

【事業概要】

列車のデザインを用いた駅カードを作成し、志布志駅前で開催されるぽっぽマルシェにJRを利用して来場された方に配布するなど、機運醸成を図るとともに、リピーター獲得に繋げた。

【実施状況】

令和6年度 配布枚数 1,500枚

